

## 岐阜競輪場自動販売機設置仕様書

- 1 名 称 岐阜競輪場自動販売機設置
- 2 場 所 岐阜競輪場（岐阜市東栄町5丁目16番地1）  
設置場所及び台数等は以下のとおり

設置箇所	設置内容	営業日	無料湯茶月間 平均販売数 (R3.10~R4.3)	備考
サイクルプラザ（2階） 地域交流センター	有料飲料自動販売機 （缶、ビン、ペットボトル）	日曜日・年末年始・ 競輪開催日以外		
サイクルプラザ（1階）	有料飲料自動販売機(カップ)	本場・場外	14,563 杯/月	
	無料湯茶機			
正面スタンド（1階）	有料飲料自動販売機(カップ)	本場・場外	5,605 杯/月	
	無料湯茶機			
正面スタンド（2階）	無料湯茶機	本場	279 杯/月	
正面スタンド（3階） 【有料席】	有料飲料自動販売機(カップ)	本場・場外	5,881 杯/月	※ <sub>1</sub> 現状の飲食物： カップラーメン 菓子 パン
	無料湯茶機			
	有料飲食物自動販売機※ <sub>1</sub>			
正面スタンド（4階）	無料湯茶機	本場・場外	2,174 杯/月	
正面広場（1階）	有料飲料自動販売機(カップ)	本場・場外	7,499 杯/月	※ <sub>2</sub> 現状の飲食物：牛丼
	無料湯茶機			
	有料飲食物自動販売機※ <sub>2</sub>			

- 3 契約期間 契約締結日から令和8年2月28日まで
- 4 日 程 上記期間のうち岐阜市営競輪開催日及び場外競輪開催日（以下「開催日」という。）に業務を行う。
- 5 内 容
- (1) 商品補充（売り切れ防止等）、金銭管理（つり銭対応含む）など自動販売機（以下「自販機」という。）の運営に関する維持管理は、受注者が対応すること。商品補充は、開門前までに済ませておくこと。
  - (2) 自販機の設置にあたり、飲料自販機において、「水、温緑茶、冷緑茶（以下「湯茶」という。）」、「コーヒー飲料」、「紅茶系飲料」、「果汁系飲料」、「スポーツドリンク」、「炭酸系飲料」等を取扱い、食品自販機において、「パン・菓子」、「カップラーメン」、「ホットスナック」、「牛丼」等を取扱い、利用者の嗜好に幅広く対応できる品揃えとすることとし、酒類の販売は禁止とする。
  - (3) 有料飲料の販売価格は市価を参考に受注者において設定すること。ただし、有料席に設置

するものについては通常価格の半額とすること。

- (4) カップ式自販機において販売する湯茶は無料とすること。ただし、湯茶の販売に用いるカップサイズは5オンス以上とする。
- (5) 正面スタンド4階のカップ式飲料自販機の飲料販売に用いるカップサイズは9オンス以上とし、「湯茶」「コーヒー」「紅茶」等4種類以上の飲料を無料で提供すること。
- (6) 各自販機には、トラブル時の連絡先を明記し、故障、問い合わせ、苦情等については、受注者の責任において、迅速に対応すること。
- (7) 次に掲げる経費等は、全て受注者の負担とする。
  - ア 自販機の設置撤去に要する工事費及び移転費。
  - イ 貸付部分に係る清掃、廃棄物等の処理経費。
  - ウ 利用者による貸付部分の設備汚損、破損に対する必要経費。
  - エ 自販機運営にあたり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費。
  - オ 電気料及び水道料は受注者の負担とする。なお、電気料及び水道料は、受注者が自ら設置した子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格した物に限る。）により計測した自販機の電気・水道使用量を岐阜競輪場全体の電気・水道使用量で按分した数値を岐阜競輪場の電気・水道使用料請求書に乗じて、自販機の電気・水道使用料とする。
  - カ その他の事項について疑義が生じた場合には、発注者と協議の上決定する。
- (8) 自販機のカップ等の原料等は必ず定められた所に置き、入場者の目に触れないように配慮すること。
- (9) 設置箇所は上記2とし、各設置場所にある自販機については、利用者の需要に応えられる機種とすること。型式・機能については、次に掲げたとおりとする。
  - ア 大きさ、形状は岐阜競輪場が指定する場所に対応したものとする。
  - イ 防犯については、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造貨幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。
  - ウ ユニバーサルデザインや省エネルギー（「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力の低減に資する技術等）に配慮した機種を導入すること。
  - エ 転倒防止の措置（「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置）を講ずること。

## 6 土地及び建物貸付料

- (1) 貸付予定期間  
令和5年3月1日から令和8年2月28日までとする。ただし、競輪開催日程、修繕工事その他競輪場の都合により、施設の貸付を制限する場合がある。
- (2) 受注者は、次のアからエまでの要件に基づき、貸付料を提案するものとする。
  - ア 年間最低貸付料

場所（岐阜市東栄町5丁目16番地1）	土地及び建物の最低貸付料（税抜）
サイクルプラザ（地域交流センターを含む）	13,851 円/㎡
正面スタンド	18,818 円/㎡
正面広場	1,599 円/㎡

イ 提案価格に係る貸付料

- ・場所ごとの使用面積（㎡）に、最低貸付料と同額以上の額をかけるものとする。
- ・面積算出にあたっては、付設されるごみ箱の面積も合算すること。
- ・使用面積（㎡）は場所ごとに、小数点第3以下を繰り上げるものとする。
- ・場所ごとの貸付料を合計し、年間の貸付料を提示すること。

ウ 最低貸付料は、岐阜市普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準（改正令和元年8月8日）に定める土地・建物貸付料に基づき試算したものである。

エ 貸付料の納付

貸付料は年度ごとの納付とし、岐阜市が指定する方法により必ず各年度末までに納付しなければならない。

## 7 岐阜市の負担

- (1) 湯茶の販売に係る原材料、消耗品について、1杯あたりお茶30円、水10円を上限として岐阜市の負担とすることができる。
- (2) 有料席について、半額分の内、50円を上限として岐阜市の負担とすることができる。
- (3) 湯茶の販売に係る岐阜市の負担部分、有料席の半額販売に係る岐阜市の負担部分を算出し提案書に提示すること。ただし、内訳も添付すること。
- (4) 正面スタンド4階カップ式飲料自販機の飲料販売に係る原材料、消耗品については水及びお茶と同額の単価で岐阜市の負担とすることができる。
- (5) 負担の方法等については、後日岐阜市と受注者で協議するものとする。

## 8 その他

- (1) 競輪場内や自販機に広告を掲示することができる。ただし、岐阜競輪場広告掲載要綱に従うこと。
- (2) 自販機の周辺を清潔に保ち、場内の美観、衛生環境を損なわないこと。特に、自販機から廃棄された空き容器の定期的な回収に配慮すること。
- (3) 自販機の設置場所及び設置台数については、競輪開催情勢により加減することがあり、貸付料については、6(2)に基づき岐阜市と協議して決定する。
- (4) その他自販機の運営に関し、岐阜競輪場職員から指示がある場合は、速やかに対応すること。
- (5) 受電設備の点検等のため、事前に連絡のうえ停電作業を実施することがあることに留意すること。
- (6) 消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正によって、消費税等額に変動が乗じた場合は、契約額に相当額を加減して支払うものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、岐阜市と協議して決定する。
- (8) 自動販売機の設置箇所については別紙1 岐阜競輪場内自動販売機配置図を参照。

## 岐阜競輪場の概要

### (1) 場内施設

- ア 正面スタンド（SRC造4階建地下1階 平成5年完成）
- イ 岐阜サイクル会館（RC5階建 平成7年完成）
- ウ サイクルプラザ・地域交流センター（RC2階建 平成22年完成）

### (2) 場内食堂・売店及び本仕様書に該当しない自販機

- ア 正面スタンド3階軽食喫茶（本場・場外開催時使用）
- イ サイクルプラザ1階食堂売店（本場・場外開催時使用）
- ウ 正面スタンド1階東カップ式自販機1台（本場・場外開催時使用）

### (3) 開催日数及び平均入場者数（人／日）

令和元年度	本場開催日：40日（平均入場者数：1,289人） 場外開催日：306日（平均入場者数：1,435人）
令和2年度	本場開催日：31日（平均入場者数：1,288人） 場外開催日：249日（平均入場者数：1,395人）
令和3年度	本場開催日：39日（平均入場者数：879人） 場外開催日：309日（平均入場者数：1,654人）